

## エネルギー価格高騰対策 事業者支援金

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の負担軽減を図り、事業継続や雇用維持を支援します。

### 【対象者】

市内に事業所を有する法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当するもの（業種は問いません。農業者・漁業者・公益法人も対象です。）

- ・直近事業年度の事業収入が50万円以上のもの
- ・市内事業所における令和3年11月から令和4年10月までの任意の1ヶ月のエネルギー経費の支払合計額が3万円以上のもの
- ・主たる収入が事業収入であるもの <個人事業主>
- ・資本金又は出資金が1億円以下のもの <法人>

※ 個人事業主については、令和3年分の事業収入（営業等及び農業）が、他の収入（給与、年金、不動産等の合計）を下回る場合は対象外です。

※ 創業から1年未満の方については、申請方法を事前にご相談ください。

### 【対象経費】

事業の用に供するために使用した次のエネルギー経費の合算額

- ① 電気
- ② ガス
- ③ 燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油）

※ 市外の事業所で使用したものや家事使用したもの、販売目的で購入したものは対象外

### 【給付額】

市内事業所における令和3年11月から令和4年10月までの任意の1ヶ月のエネルギー経費の合計に12を乗じて得た額の3%（上限50万円）

R3.11~R4.10のうち 任意の1ヶ月を選定

電気代  
ガス代  
燃料油代

× 12 × 3%（**上限50万円**）

※1円未満は切り捨て

1ヶ月のエネルギー経費の支払合計額

### 【申請期間】

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

※ 郵送の場合は、令和5年1月31日 <必着>

## 【 申請方法 】

次の書類を揃えて、下記の申請窓口へ**郵送**もしくは**持参**ください。

- ・交付申請書兼請求書
- ・交付対象経費算出表
- ・対象月のエネルギー経費を証明する書類（領収書、支払明細、伝票の写しなど）
- ・直近事業年度の事業収入が確認できる書類（確定申告書類など）
- ・法人登記事項証明書の写し ※法人のみ
- ・市内に事業所を有することが確認できる書類  
（確定申告書類、法人登記事項証明書、開業届、営業許可書など）
- ・誓約書
- ・申請者名義の預金通帳等の写し

※ 交付申請書兼請求書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 交付申請書兼請求書等は、本庁舎、各支所、出張所でも配布しています。

※ 申請書の持参も可としますが、窓口での混乱を避けるため、郵送での申請にご協力ください。

## 【 申請における**注意事項** 】

・申請は1事業者につき、1回限りとなります。市内に複数の事業所がある場合  
であっても事業所ごとに申請することはできません。

・エネルギー経費は税込みで計算してください。

・エネルギー経費の算定例

（令和3年11月から令和4年10月までの間で任意の1ヶ月を選定し、選定月内に  
支払った電気、ガス、燃料油に係る経費の合計額を申請

例) 4月に使用した電気代、ガス代を5月に支払った場合

→ 令和4年5月を対象月として申請

例) 電気代に事業外使用(家事使用など)が含まれる場合

→ 税務申告を基準に按分して計上

・エネルギー価格高騰対策事業者支援金は法人税、所得税の課税対象となります。

## 申請・お問合せ先

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市役所 産業建設部 産業振興課

事業者支援金窓口 ☎ 0869-24-8110